

よ いけん ようし じょうほう とう かん
 寄せられた意見の要旨と情報コミュニケーション等に関する
 じょうれいけんとう かんが かつ
 条例検討プロジェクトチームの考え方

こうもく 項目	ばんごう 番号	よ いけん ようし 寄せられた意見の要旨	じょうほう とう かん じょうれい 情報コミュニケーション等に関する条例 けんとう かんが かつ 検討プロジェクトチームの考え方
せいしてい 制定の はいけい 背景	1	<p>「言語」が人間にとってどれほど重要なものか、言語と人間との関係を明記していただきたい。たとえば、人間にとっての言語が果たす役割は、コミュニケーション手段、知識吸収・思考の基盤、認知や発達のプロセス、文化的知識の伝達、社会的協調や協力などの社会組織体系の構築に不可欠など、大変広く深い意義がある。それらの保障につながる条例だと思うので、このことを背景に追加していただきたい。</p>	<p>【原案のとおり】 この条例は、ご意見のとおり、言語には重要な役割があることについての認識の下で検討しているものです。 中でも手話は、長年にわたり言語として認められず、言語としての手話を学び、使用する環境が十分に整えられてこなかった歴史や、更に、言語を含む様々な意思疎通手段を円滑に利用できることは、障がい者が地域社会における活動に参加するために欠かせないものであること等を背景に規定しており</p>

こうもく 項目	ばんごう 番号	よ 寄せられた いけん 意見の ようし 要旨	じょうほう 情報 とう コミュニケーション かん 等に関する じょうれい 条例 けんとう 検討 かんが かた プロジェクトチームの 考え方
			<p>ます。</p> <p>その上で、「手話言語を普及するとともに、その他の意思疎通手段の利用の促進を図ることで、全ての県民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現する」条例としております。</p>
だい 第1 もくてき 目的	2	<p>「障がい者がその意欲と能力に応じて活躍できるとともに」とあるが、この文章では社会への貢献や利益を及ぼすかどうかを基軸にあるように聞こえる。まずはその人がその人のままに安心して社会で生活できることが前提としていただきたい。従って、「施策を総合的かつ計画的に推進することで、</p>	<p>【原案のとおり】</p> <p>「障害者基本法」の趣旨を踏まえ、障がいがあっても、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる「共生社会」をつくっていく必要があります。このため、「障がい者がその意欲と能力に応じて活躍できるととも</p>

<p>こうもく 項目</p>	<p>ばんごう 番号</p>	<p>よ 寄せられた いけん 意見の ようし 要旨</p>	<p>じょうほう 情報 とう かん コミュニケーション等 じょうれい に関する けんとう 検討 かんが かた プロジェクトチームの 考え方</p>
<p>だい 第4 かんけいしゃ 関係者 の せきむ 責務・ やくわり 役割</p>	<p>4</p>	<p>けん せきむとう なか しきく こう 県の責務等の中で、「施策を講ずるに あ しょう しゃ ほごしゃとう 当たっては、障がい者、その保護者等 かんけいしゃ いけん き いけん の関係者の意見を聴き、その意見を そんちょう つと 尊重するよう努める」とあるが、 かんけいしゃ はんい めいかく 関係者の範囲をより明確にするため ほごしゃとう 「保護者等の」うち、「の」を「や」と へんこう 変更するのはどうか。</p>	<p>げんあん 【原案のとおり】 げんじょう ほごしゃとう とう なか 現状の「保護者等」の「等」の中に たと しちょう しょう しゃだんたい い し は、例えば市町、障がい者団体や意思 そつうしえんしゃ かんけいしゃ ふく 疎通支援者などの関係者も含んでいま すので、このような規定としておりま す。</p>
	<p>5</p>	<p>けん せきむ しょう とくせい おう 県の責務として、障がいの特性に応 い し そつうしゅだん つね まな じた意思疎通手段について、常に学び つね こうしん ついか 常に更新することを追加してもらいた い。</p>	<p>げんあん 【原案のとおり】 だい い し そつうしゅだん かん じょうほう 第12の「意思疎通手段に関する情報 しゅうしゅうおよ かつよう い し そつう 収集及び活用」において、意思疎通 しゅだん かん じょうほうしゅうしゅう おこな けん 手段に関する情報収集を行い、県の しきく かつよう ひつよう しきく 施策に活用するとともに、必要な施策を こう 講ずるものとしております。</p>
	<p>6</p>	<p>しょう しゃ ほごしゃとう また、「障がい者、その保護者等の かんけいしゃ いけん き いけん そんちょう 関係者の意見を聴き、その意見を尊重</p>	<p>げんあん 【原案のとおり】 だい とどうふけんしょうがいしゃけいかく 第5の「都道府県障害者計画との</p>

<p>こうもく 項目</p>	<p>ばんごう 番号</p>	<p>よ 寄せられた意見の いけん 要旨 ようし</p>	<p>じょうほう 情報 とう コミュニケーション等 かん に関する じょうれい 条例 けんとう 検討 かんが プロジェクトチームの かた 考え方</p>
		<p>つと するよう努める」とあるが、現在は、障 げんざい がい当事者抜きで施策を決定すること しょう はできません。従って「施策を講ずる したが にあっては、障がい者、その保護者、 しょう 意思疎通従事者等、障がい者を取りま しょう く関係者の意見を聴くことを基本とす いけん る。その意見を最大限に尊重して施策 さいだいげん を講じ、その都度意見を聴きながら そんちよう 修正し、障がい者の実状にあった しきく 施策に調整するよう努める。」などと つと いう文章にしていきたい。</p>	<p>かんけい 関係」で規定しているとおおり、障 しょうがいしや 害者 けいかく 計画の策定や変更の際には、手話言語の さくてい 普及・障がいの特性に応じた意思疎通 へんこう 手段の利用の促進に関する基本的な さい 事項を定めるものとしており、また県の しゅわげんご 責務として、「障がい者、その保護者等 きほんてき の関係者の意見を聴き、その意見を いけん 尊重するよう努める」としております いけん ので、ご意見の趣旨は踏まえたものとな つと っております。</p>
	<p>7</p>	<p>けんみん 県民の役割として、「意思疎通手段に やくわり 対する理解を深める」の前に「それぞれ いしそつうしゅだん の障がいに即した」というような内容 たい を追加していただきたい。</p>	<p>げんあん 【原案のとおり】 だい 第3の「基本理念」の中で、「障がい きほんりねん の特性に応じた意思疎通手段の利用の なか 促進」を行うこととしており、第4で しょう だい</p>

<p>こうもく 項目</p>	<p>ばんごう 番号</p>	<p>よ 寄せられた いけん 意見の ようし 要旨</p>	<p>じょうほう 情報 とう コミュニケーション かん 等に関する じょうれい 条例 けんとう 検討 かんが プロジェクト かた チームの 考え方</p>
		<p>「施策に協力」というのは、県民の当事者性を弱くする言葉だと思ふ。「施策をともに実行するよう努める」など、障がいがなくとも自分たちも関係者なんだという意識付けをする言葉を選択してほしい。</p>	<p>は、県民の役割として、その基本理念にのっとり理解を深めることとしております。県としては、施策を進めていくうえで、県民に協力を求めることとなるため、このような規定としております。御理解願ひます。</p>
	<p>8</p>	<p>事業者の役割について、「協力」ではなく「ともに実行」などという言葉を選択してほしい。</p>	<p>【原案のとおり】 県としては、施策を進めていくうえで、事業者に協力を求めることとなるため、このような規定としております。御理解願ひます。</p>
<p>だい 第6 けいはつおよ 啓発及 び</p>	<p>9</p>	<p>聴覚障がい者に対して、声や口の開け方など、明瞭に話してもらうことは大変助かる。特に医療関係者（医師、</p>	<p>【原案のとおり】 第6の「啓発及び学習等の機会の確保等」で、県は、市町その他の関係機関</p>

<p>こうもく 項目</p>	<p>ばんごう 番号</p>	<p>よ いけん ようし 寄せられた意見の要旨</p>	<p>じょうほう とう かん じょうれい 情報コミュニケーション等に関する条例 けんとう かんが かた 検討プロジェクトチームの考え方</p>
<p>がくしゅう とう 等の きかい 機会の かくほう 確保等</p>		<p>かんごし かいごし やくざいし いのち 看護師、介護士、薬剤師など)は、命 にかか こうれいしゃ なんちょうしゃ に関わることから、高齢者、難聴者に わ はな かた まな つと 分かりやすい話し方を学んで務めてい ただきたい。</p>	<p>れんけい けんみん りかい ふか と連携し、県民が理解を深めることがで けいはつ つと い し そつう しゅだん きるよう啓発に努め、また意思疎通手段 まな きかいかくほ かんきょうせいび つと を学ぶための機会確保と環境整備に努 めることとしており、これらの啓発活動 とう つう いりょうきかん えんかつ 等を通じて、医療機関においても、円滑 い し そつう つな かな が な意思疎通に繋げてもらえるものと考 えています。</p>
	<p>10</p>	<p>じょうれい もと しゅわげんご い し この条例に基づく手話言語や意思 そつうしえん りょう しゃかい しんとう 疎通支援の利用が社会に浸透するため こうもく じっし か けん には、この項目の実施が欠かせない。県 ぎ む か つよ もと には義務化を強く求める。 けんみん りかい ふか 「県民が理解を深めることができる よう」とあるが、理解だけでなく行動に けんみん りかい ふか つな げることが重要。「県民が理解を ふか しさく じっこう せつきよくてき 深め、施策の実行において積極的にか</p>	<p>げんあん 【原案のとおり】 けん げんこう とどうふけん 県においては、現行の都道府県 しょうがいしゃけいかく えひめけん けいかくめい 障害者計画（愛媛県での計画名： えひめけんしょう しゃ 「愛媛県障がい者プラン」）において かくしゅしさく すす しょう も、各種施策を進めることにより、障 がいへの理解促進と権利擁護に努める むね せいり 旨、整理をしております。 ほんじょうれい もと いっそう けいはつ 本条例に基づき、より一層の啓発や</p>

<p>こうもく 項目</p>	<p>ばんごう 番号</p>	<p>よ 寄せられた意見の いけん 要旨 ようし</p>	<p>じょうほう 情報 とう コミュニケーション等 かん に関する じょうれい 条例 けんとう 検討 かんが プロジェクトチームの かた 考え方</p>
		<p>かわることができるよう」などという ことば せんたく 言葉を選択してほしい。</p>	<p>がくしゅうきかい かくほとう 学習機会の確保等がなされることで、 しゅわげんご ふきゅうおよ しょう 手話言語の普及及び障がいの特性に とくせい おう 応じた意思疎通手段の利用の促進が いしそつうしゅだん りょう そくしん はか 図られるものと考えております。御理解願 かんが ごりかいねが います。</p>
<p>だい 第7 いし 意思 そつう 疎通 しえんしゃ 支援者 とう 等の じんざい 人材 かくほとう 確保等</p>	<p>11</p>	<p>いしそつうしえんしゃ ようせい おこな 意思疎通支援者の養成がいくら行 われても、 しょう てきせつ 処遇が適切でなければ、 じんざい 人材 ていちゃく こんなん けっか の結果として人材 じんざい 確保につながらない。 かくほ じんざいかくほ てきせつ しょう 人材確保のためには、適切な処遇の てきせつ しょう 確保が重要な条件である かんが と考える。 だい なか あ てきせつ しょう 第7の中に「合わせて適切な処遇の かくほ はか ついき 確保を図る。」と追記してもらいたい。</p>	<p>げんあん 【原案のとおり】 いしそつうしえんしゃ はけんじぎょう かん 意思疎通支援者の派遣事業に関して しちょう はけん じぎょう けん は、市町が派遣する事業もあり、県だけ ざいせいふたん ひつよう けいひ まかな の財政負担で、必要な経費が賄えるも のでないことなどから、御意見の趣旨 ごいけん しゅし は、今後の事業実施の際の参考とさせて こんご じぎょうじっし さい さんこう いただきます。 れいわ ねん がつ せいてい しゅわ また、令和7年6月に制定された手話 かん しさく すいしん かん ほうりつ に関する施策の推進に関する法律にお くにおよ ちほうこうきょうだんたい しゅわ いて、「国及び地方公共団体は、手話</p>

<p>こうもく 項目</p>	<p>ばんごう 番号</p>	<p>よ 寄せられた いけん 意見の ようし 要旨</p>	<p>じょうほう 情報 とう コミュニケーション かん 等に関する じょうれい 条例 けんとう 検討 かんが かた プロジェクトチームの かんが 考え方</p>
			<p>つうやく おこな じんざい あんていてき かくほ てきせつ 通訳を行う人材の安定的な確保、適切 な処遇の確保に必要な施策を講ずるも の」とされたことから、県において、法律 の施行に伴う国の動向を注視しながら、今後検討されるものと考えております。</p>
	<p>12</p>	<p>い しそつうしえんしゃ ちんぎん じっししゅたい 意思疎通支援者の賃金は、実施主体 によりバラツキがあり、十分な賃金は はら じょうきょう こじん 払えていない状況である。個人から つうやくらいけんすう ぞうか つう の通訳依頼件数は増加しているが、通 やくしゃ げつ しゅうにゅう すうせんえん 訳者の1カ月あたりの収入は数千円 からおお ひと まんえん から多い人でも6～7万円である。 また、<u>せっち</u> <u>しゅわつうやくしゃ</u> <u>おお ひと</u> <u>しよくたくしよくいん</u> <u>たちば</u> <u>ねん</u> <u>ねん</u> <u>しごと</u> の殆どが嘱託職員という立場で、20 年30年とその仕事をしていても</p>	<p>げんあん 【原案のとおり】 しゅわつうやくしゃ ちんぎん 手話通訳者の賃金アップについては、 い しそつうしえんしゃ はけんじぎょう しちょう 意思疎通支援者の派遣事業には、市町が はけん じぎょう けん ざいせいふたん 派遣する事業もあり、県だけの財政負担 で、必要な経費が賄えるものでないこ となどから、ごいけん しゅし こんご 御意見の趣旨は、今後の じぎょうじっし さい さんこう 事業実施の際の参考とさせていただきます ます。 みぶんほしょう みなお ①身分保障の見直しについては、</p>

<p>こうもく 項目</p>	<p>ばんごう 番号</p>	<p>よ 寄せられた いけん 意見の ようし 要旨</p>	<p>じょうほう 情報 とう コミュニケーション かん 等に関する じょうれい 条例 けんとう 検討 かんが かた プロジェクトチームの 考え方</p>
			<p>どうじつやく 同時通訳の じつえん 実演、 しえんしゃ 支援者、 とうじしゃ 当事者 おも の想い などに ふ 触れて もらう こと で、 つうやく 通訳の みりよく 魅力や、 やりがい について しょうかい 紹介 する じぎょう 事業など、 こんご 今後、 けん 県に おいて けんとう 検討 される かんが ものと 考 えて お り ま す。</p>
<p>だい 第8 そうだん 相談 しえん 支援の たいせい 体制の せいびとう 整備等</p>	<p>13</p>	<p>これは「せいび 整備・ かくじゅう 拡充に つと 努める」 では なく、「つと 努めな ければ なら ない」と いう ものが ひつよう 必要 では ないか。</p>	<p>げんあん 【原案 のと おり】 この じょうれい 条例 こっしあん 骨子案 かんけい 関係 ほうれい 法令 として、 しょうがい 「障 害者 に よる じょうほう 情報 の しゅとく 取得 及び りよう 利用 なら びに いし 意思 そつう 疎通 にか か る しさく 施策 の すいしん 推 進 に かん 関 する ほうりつ 法律」 が あ り ま す が、 この なか 中 では、 くに 「国 およ 及び ちほう 地方 こうき 公共 だんたい 団体 は、 しょうがい 障 害者 から かくしゅ の そうだん 相談 に おう 応 ず る にあ た っ て は、 しょうがい 障 害者 が その ひつよう 必要 と する じょうほう 情報 を じゅうぶん 十分 に しゅとく 取得 し およ 及び りよう 利用 し なら びに えんかつ 円滑 に いし 意思 そつう 疎通 を はか 図 る こと が できる よう はいりよ 配慮 する</p>

こうもく 項目	ばんごう 番号	よ 寄せられた いけん 意見の ようし 要旨	じょうほう 情報 とう かん コミュニケーション等 じょうれい に関する けんとう 検討 かんが かつ プロジェクトチームの 考え方
			<p> <small>きてい どうほう</small> ものとする。」と規定されており、同法 <small>きてい さんこう ほんけん じくじせい</small> の規定を参考に、本県としての独自性を <small>も こ しちょうとう かんけいきかん れんけい</small> 盛り込み「市町等の関係機関と連携して <small>そうだんしえん たいせい せいび かくじゅう つと</small> 相談支援の体制の整備・拡充に努める」 としております。 </p>
だい 第9 がっこう 学校 きょういく 教育 におけ る きょういく 教育 かんきょう 環境	14	<p> <small>ちょうかくしょう しゃ たい こえ くち</small> 聴覚障がい者に対して、声や口の <small>あ かつ めいりょう はな</small> 開け方など、明瞭に話してもらうこと <small>たいへんたす きょういくしゃ はな かつ まな</small> は大変助かる。教育者の話し方も、学 <small>こ たち きっきん かない</small> ぶ子ども達にとって喫緊の課題であ る。 </p>	<p> <small>げんあん</small> 【原案のとおり】 <small>だい がっこう たい じょうほう</small> 第9では、学校に対する情報の <small>ていきょう ぎじゅつてき じょげんとう ひつよう しえん</small> 提供、技術的な助言等の必要な支援を <small>おこな きょういくかんきょう せいび とりくみ</small> 行い、教育環境の整備のための取組 <small>すす</small> を進めることとしており、子ども達が学 <small>かんきょう こうじょう かんが</small> ぶ環境の向上にもつながるものと考 えています。 </p>
せいび の整備 のため しえん の支援	15	<p> <small>きょういくげんば じっさい い し そつうしえん</small> 教育現場で実際に意思疎通支援が <small>ひつよう</small> 必要となったとき、それにかかわる <small>かんけいしゃ しえん ひつす じょうほう</small> 関係者への支援は必須である。「情報 </p>	<p> <small>げんあん</small> 【原案のとおり】 <small>きてい しゆし しりつがっこう ふく</small> この規定の趣旨として、私立学校も含 <small>しえん おこな</small> んで支援を行うこととしているため、 </p>

<p>こうもく 項目</p>	<p>ばんごう 番号</p>	<p>よ 寄せられた意見の いけん ようし 要旨</p>	<p>じょうほう 情報 とう かん じょうれい に関する けんとう 検討 かんが かた プロジェクトチームの 考え方</p>
		<p>ていきょう ぎじゅつてき じょげんとう の提供、技術的な助言等」とあるが、 がっこうがわ ふたん お つ 学校側に負担を押し付けることのない よう、 けん せいび つと 県がしっかり整備するべき。「努 める」ではなく「支援を行う」で結ん でほしい。</p>	<p>しりつがっこう しゅたいせい そこ 私立学校の主体性を損なうことのない はいりょ けんぜんたい きょういく よう配慮したうえで、県全体の教育 かんきょう せいび ひつよう しえん 環境を整備していくため、「必要な支援 をおこな つと せいり を行うよう努める」という整理として ごりかいねが おります。御理解願います。</p>
<p>だい 第11 じ 事 ぎょうしゃ 業者 への しえん 支援</p>	<p>16</p>	<p>けん じぎょうしゃ しょう しゃ とくせい 県は、事業者が障がい者の特性に りかい かんきょうせいび じっこう ついて理解し、その環境整備を実行で きるようにしなければならないと考 かんが える。この環境整備実行のためには、 かんきょうせいびじっこう じぎょうしょ いしそつうしえん ひつよう しょう 事業所に意思疎通支援が必要な障が い者がいる場合、 しゃ ばあい ひつよう いしそつうしえん 必要な意思疎通支援 について、事業者と障がい者とが じぎょうしゃ しょう しゃ 懇談し、 こんだん しえん ひつよう けいかく どんな支援が必要か計画をし、 りよう けいかくしょ ていしゅつ ほんらい 利用する計画書などの提出が本来は ひつよう いま 必要ではないか。そこまでするのは今</p>	<p>げんあん 【原案のとおり】 ほんじょうれい だい かんけいしゃ せきむ 本条例では、「第4 関係者の責務・ やくわり じぎょうしゃ やくわり 役割」—「3 事業者の役割」におい て、障がい者が、その障がいの特性に しょう しゃ しょう とくせい 応じた意思疎通手段を活用して情報 おう いしそつうしゅだん かつよう じょうほう 取得・利活用できるように努めることし ております。 ていあん しょう しゃ ご提案のありました、障がい者を こよう じぎょうしゃ しょう とくせい おう 雇用する事業者が、障がいの特性に応 じた意思疎通手段を確保するための</p>

<p>こうもく 項目</p>	<p>ばんごう 番号</p>	<p>よ 寄せられた いけん 意見の ようし 要旨</p>	<p>じょうほう 情報 とう コミュニケーション かん 等に関する じょうれい 条例 けんとう 検討 かんが かた プロジェクト チームの かんが 考え方</p>
		<p>むずか は難 しいとしても、 しょうらい 将来的にはそれ を視野に入れて、 デジタル等の活用で その計画書を作成・ けいかくしょ 提出できるよ うにし、それら が提出されてい る事業者には、 けん 県からそれに係 る経費等の支援 があるようなも のにしないと、 事業者の実効性 は弱まると考 える。</p>	<p>けいかく 計画を作成し、 それをもとに けいひとう 経費等の補助を ほじょ 行う事業スキ ームについては、 たけん 他県の状況等、 じょうきやうとう 情報収集を行 いながら、今 後の検討課題 になるものと かんが 考えております ので、御理解 願います。</p>
<p>だい 第12 いし 意思 そつう 疎通 しゅだん 手段に かん 関する じょうほう 情報 しゅうしゅう 収集 および</p>	<p>17</p>	<p>すで 既に把握して いると思うが、 おも 近年、良 いき い機器ができて 使用が始まっ ている。 なんちやうしゃ 難聴者の補聴器 やじんこうない じ 人工内耳に音を 届ける磁気ル ープに代わる じせだい 次世代Bluetooth 技術の新機能 〈オーラキャ スト〉という 機器が使われ る実験が始ま り、従来の1 対1から1対 おんせい 多の音声共有 が可能になり 、設置も簡単 で、</p>	<p>げんあん 【原案のとおり】 あいしーてい 機器や情報提 供サービスに かん 関しては、ご しょうかい 紹介いただいた 機器等も ふく 含め、日進月 歩で進化して きております ので、第12 の「意思疎通 手段に関する じょうほうしゅう 情報収集及び 活用」では、 かんけいきかん 関係機関と連 れんけい 携して情報収 集を おこな 行い、県の施 策に活用</p>

<p>こうもく 項目</p>	<p>ばんごう 番号</p>	<p>よ 寄せられた意見の いけん ようし 要旨</p>	<p>じょうほう 情報 とう かん じょうれい に関する条例 けんとう 検討 かんが かた プロジェクトチームの 考え方</p>
<p>かつよう 活用</p>		<p>ひよう おさ ふうぎょう 費用も抑えられるとのこと。公共の きかん ふくししせつ 機関、イベント、福祉施設などでの しよう しけんてき じ せだいほちよう 使用。(まだ試験的な次世代補聴システ ムである) しゃべ またてあし つか したい 喋れず又手足が使えない肢体 ふじゆう かた しせんにようりよくそうち 不自由のある方には〈視線入力装置〉 べんり きき という便利な機器がコミュニケーション つか ンで使われるようになってい いじよう ふきゆう 以上は、普及はこれからであるが、こ よう きき かいはつ のような機器が開発されているという じょうほう つた 情報をお伝えしたい。 おんせい も じ へんかん まどぐち つか このほか、音声文字変換も窓口で使 べんり とうめい すで ふきゆう うと便利な透明のパネルが既に普及 さまざま べんり きのう そな しているが、様々な便利な機能を備え きき かいはつ えーあい つか た機器が開発されつつあり、AIを使</p>	<p>じょうほう じょう かいじょしゃ けんみん たい ・障がい者や介助者、県民に対する じょうほうていきよう にゆうしゆ しえんとう 情報提供、入手の支援等 けん しさく こう のいずれについても、県が施策を講じ ることとしております。</p>

<p>こうもく 項目</p>	<p>ばんごう 番号</p>	<p>よ いけん ようし 寄せられた意見の要旨</p>	<p>じょうほう とう かん じょうれい 情報コミュニケーション等に関する条例 けんとう かんが かた 検討プロジェクトチームの考え方</p>
		<p>あいていーぎじゆつ しんぽ おうよう った I T 技術の進歩と応用で、 でいーえつくす D X (デジタルトランスフォーメー ション) が起こることを期待している。</p>	
	<p>18</p>	<p>しょう しゃ かいじょしゃ けんみん たい 「障がい者や介助者、県民に対する じょうほうていきょう にゆうしゆ しえんとう ひつよう 情報提供、入手の支援等の必要な しさく こう いしそつう 施策を講ずる。」とあるが、意思疎通 しえんしゃ じょうほうていきょう しょう しゃ 支援者への情報提供は、障がい者に とってより良い支援や迅速な情報 ていきょう かいじょしゃ あと 提供につながるため、介助者」の後に、 いしそつうしえんしゃとう ついか 「意思疎通支援者等」と追加すべきで はないか。</p>	<p>しゅうせい 【修正する】 ごいけん ふ い か しゅうせい 御意見を踏まえ、以下のとおり修正 します。 しゅうせいまえ 《修正前》 しょう しゃ かいじょしゃ けんみん たい 「障がい者や介助者、県民に対する じょうほうていきょう にゆうしゆ しえんとう ひつよう 情報提供、入手の支援等の必要な しさく こう 施策を講ずる。」 《修正後》 しょう しゃ かいじょしゃ いしそつうしえんしゃ 「障がい者や介助者、<u>意思疎通支援者</u>、 た けんみん たい じょうほうていきょう その他の県民に対する情報提供、 にゆうしゆ しえんとう ひつよう しさく こう 入手の支援等の必要な施策を講ずる。」</p>

こうもく 項目	ばんごう 番号	よ いけん ようし 寄せられた意見の要旨	じょうほう とう かん じょうれい 情報コミュニケーション等に関する条例 けんとう かんが かた 検討プロジェクトチームの考え方
だい 第13 さいがいじ 災害時 とう 等にお ける じょうほう 情報 でんたつ 伝達	19	さいがいじとう しょう かた 災害時等において、障がいのある方 てきせつ じょうほう う と こうどう が適切に情報を受け取り、行動できる ようになるためには、日ごろから地域 ひ ちいき を含めた学習の機会を設けることが ふく がくしゅう きかい もう じゅうよう 重要である。 いしそつうしゅだん しょう とくせい おう 意思疎通手段が障がいの特性に せいび がくしゅう じて整備されていなければ、学習の こうか じゅうぶん え さいがいじ ひつよう 効果が十分に得られず、災害時に必要 じょうほう しえん とど かのうせい な情報や支援が届かない可能性がある。 じぜん くんれん すべ また、事前に訓練することにより、全 ひと たが りかい ての人たちがお互いに理解しあうこと もできる。そのため、学習機会の提供 がくしゅうきかい ていきょう や意思疎通手段の活用を明記すること いしそつうしゅだん かつよう めいき のぞ かんが が望まれると考える。	げんあん 【原案のとおり】 だい けいはつおよ がくしゅうとう きかい 第6の「啓発及び学習等の機会の かくほうとう なか ひろ けいはつ がくしゅうきかい 確保等」の中で、広く啓発や学習機会 かくほ かんきょうせいび つと の確保や環境整備に努めることで、 さいがいじ ひつよう こうどう 災害時においても、必要な行動がとれる かんが ことにつながるものと考えておりま す。 こうもく ひつよう しさく また、この項目の「必要な施策」とし さいがいじ ひつよう じょうほうでんたつとう かん て、災害時に必要な情報伝達等に関す くんれん じっしとう おこな かんが る訓練の実施等が行われるものと考 えております。

<p>こうもく 項目</p>	<p>ばんごう 番号</p>	<p>よ 寄せられた いけん 意見の ようし 要旨</p>	<p>じょうほう 情報 とう コミュニケーション かん 等に関する じょうれい 条例 けんとう 検討 かんが プロジェクト かた チームの 考え方</p>
		<p>この項目の中に、「災害時等に備えるため、地域や多様な場での学習の機会を提供し、障がいの特性に応じた意思疎通手段を活用し学習できる施策を講ずる。」を加える。</p>	
	<p>20</p>	<p>災害時の情報保障は命にかかわる。「県は、障がい者の生命や身体に影響を及ぼすおそれのある状況において、緊急時の意思疎通を円滑かつ確実に行わなければならない。そのため、多様な手段による…」とすべきだと考える。</p>	<p>【原案のとおり】 「緊急時の意思疎通を円滑かつ確実に に行えるようにすること」は、まずは 当事者や介助者等が行動を起こすこと が前提になりますことから、そのこと 自体を県の義務とすることはできませ ん。 このため、県が行う施策として、 「緊急時の意思疎通を円滑かつ確実に 行うことができるようにするため、</p>

<p>こうもく 項目</p>	<p>ばんごう 番号</p>	<p>よ 寄せられた意見の いけん 要旨 ようし</p>	<p>じょうほう 情報 とう コミュニケーション かん 等に関する じょうれい 条例 けんとう 検討 かんが プロジェクトチームの かた 考え方</p>
			<p>たよう 多様な手段による しゅだん 緊急の きんきゅう 通報の つうほう 仕組み しく の整備等 せいびとう 等の必要な ひつよう 施策を しさく 講ずる こう ものとして おります。</p>
<p>た ぜんたい いけん その他全体意見 こっし かしょ してい （骨子の また かしょ ふめい 箇所 の指定 がないもの 又は 箇所 が不明 のもの）</p>			
<p>た その他</p>	<p>21</p>	<p>こうきょうせい 公共性の たか 高い けんぞうぶつ 建造物は、 かいわ 会話の き 聞き と 取りやすい けんざい 建材や こうぞう 構造である ように、 ねが お願い したい。</p>	<p>ほんじょうれい 本条例は、 しょう 障がい者 しゃ がその いよく 意欲と のうりよく 能力に おう 応じて かつやく 活躍 できる よう、 また、 しょう 障がいの う 有無に む にかか わらず、 すべ 全ての けんみん 県民が そうご 相互に じんかく 人格と こせい 個性を そんちょう 尊重し あ 合い ながら きょうせい 共生 する ちいきしゃかい 地域 社会の じつげん 実現に きよ 寄与 する ための しさく 施策の 基本 きほん 事項 じこ を定め るこ ととし ており、 こうきょうしせつとう 公共 施設等 のバ リア フリー に向 けた む 具体的 な ぐたいてき 施策 に かん 関して は、 すで 既に ほんけん 本県 において きていせいび 規定 整備 されて いる ひと 「人に やさ しい まち づくり じょうれい 条例」 およ 及び どうしこうきそく 同 施行 規則 にお いて そち 措置 すべ き もの と</p>

<p>こうもく 項目</p>	<p>ばんごう 番号</p>	<p>よ 寄せられた いけん 意見の ようし 要旨</p>	<p>じょうほう 情報 とう かん コミュニケーション等 じょうれい に関する けんとう 検討 かんが かつ プロジェクトチームの 考え方</p>
			<p>かんが 考えますこと ごいけん から、御意見の しゅし 趣旨は、 かんけいしゃ 関係者とも じょうほうきょうゆう 情報共有した こんご うえで、今後 しせつせいび の施設整備 さい の際の さんこう 参考と させ て いた だ き ま す。</p>
<p>さんどういけん 賛同意見 こっし (骨子の しゅうせい 修正 につ いては とく げんきゆう 特に言及 されて いな いもの)</p>			
<p>22</p>		<p>えひめけんしゅわげんご 愛媛県手話言語 ふきゅうおよ の普及及び しょう 障がい とくせい の特性に おう お応じた い 意思疎通 しそつうしゅだん 手段の りよう 利用の そくしん 促進に かん に関する じょうれい 条例 あん (案) こっし 骨子に ついて は、 じたい あらゆる そうてい 事態を ないよう 想定した 内容とな って お り たいへん すば 大変 素晴らしい。 しゅわ 手話に ついて は、 ちようかくしょうがいしゃ 聴覚障 害者 や なんちようしゃ 難聴者 で な く て も、 おぼ 覚えて お く と たいへん 大変 べんり 便利な コミュニケーション ツール だと いう こ と を し 知 つ て ほ 欲 しい。 しょうがいしゃ 障 害 者 や なんちようしゃ 難 聴 者 の た め に ま な 学 ん で あ げ る の で は</p>	<p>ほんじょうれい 本 せいてい 条例の し 制定に しょう により、 しょう 障 がい しゃ 者が そ いよく の 意欲と のうりよく 能力に おう お 応じて かつやく 活躍 でき ると と もに、 しょう 障 がい の 有 無 に か か わ ら ず、 うむ 全 て すべ の けんみん 県民が そうご 相互に じんかく 人格と こせい 個性を そんちよう 尊重し あ 合 い な が ら きょうせい 共生す ちいきしゃかい る地 域社会 じつげん の き 実現に 寄 与 す る もの と かんが 考 え て い ま す。</p>

<p>こうもく 項目</p>	<p>ばんごう 番号</p>	<p>よ 寄せられた意見の いけん ようし 要旨</p>	<p>じょうほう 情報 とう かん じょうれい 等に関する条例 けんとう 検討プロジェクトチームの かんが かた 考え方</p>
		<p>なくて 2050年までに世界人口の 4人に ひとり 1 人 2 5 億人が難聴を抱えるだろう と 2021 年に W H O 世界聴覚 ほうこくしょ 報告書が出ている。聞こえづらい人が 4 にん ひとりに 1 人という時代が来る。この制度 で き が出来ることによって県民全ての しょうらい 将来のための対策になると考える。</p>	
<p>23</p>		<p>わたし 私たちが使用している手話は、単な み る身ぶりではなく、一つ一つに深い いみ 意味を持つ言語である。手の動きだけ かお ではなく、顔の表情や動作の強弱 きど によって喜怒哀楽を表現し、人と人と いし の意思疎通を可能にする、音声言語と どうとう 同等に重要な役割を果たしている。 しゅうしょく 就職や進学、就学など、人生の</p>	<p>ほんじょうれい 本条例の制定により、障がい者がそ いよく の意欲と能力に応じて活躍できるとと しょう もに、障がいの有無にかかわらず、全て けんみん の県民が相互に人格と個性を尊重し合 きょうせい いながら共生する地域社会の実現に寄 よ 与するものと考えています。</p>

こうもく 項目	ばんごう 番号	よ いけん ようし 寄せられた意見の要旨	じょうほう とう かん じょうれい 情報コミュニケーション等に関する条例 けんとう かんが かた 検討プロジェクトチームの考え方
		<p> <small>じゅうよう</small> <small>ばめん</small> <small>おお</small> <small>たいせつ</small> <small>じょうほう</small> 重要な場面では、多くの大切な情報 </p> <p> <small>と</small> がやり取りされる。これらの情報が </p> <p> <small>にほんしゅわ</small> <small>ていきょう</small> <small>えんかつ</small> <small>いしそつう</small> 日本手話で提供され、円滑な意思疎通 </p> <p> <small>はか</small> が図られることは、聴覚障害者にと </p> <p> <small>おお</small> <small>ささ</small> って大きな支えとなる。 </p> <p> <small>そだ</small> <small>かんきょう</small> <small>じょうきょう</small> また、育ってきた環境や状況によ </p> <p> <small>こうわ</small> <small>どくわ</small> <small>み</small> <small>しゅわ</small> って、口話や読話、身ぶりなど、手話 </p> <p> <small>いがい</small> 以外のコミュニケーション手段を用い </p> <p> <small>いしそつう</small> <small>ひつよう</small> <small>ばあい</small> た意思疎通が必要な場合もある。 </p> <p> <small>げんざい</small> <small>かいしゃ</small> <small>がっこう</small> しかし現在、会社、学校において </p> <p> <small>じょうほうほしょう</small> <small>いしそつう</small> <small>しゅわ</small> 情報保障や意思疎通のために手話 </p> <p> <small>つうやく</small> <small>ひつよう</small> <small>ほんにん</small> <small>しんせい</small> 通訳を必要としていても、本人が申請 </p> <p> <small>おお</small> しなければならないケースが多いのが </p> <p> <small>げんじょう</small> <small>ごうりてきはいりよ</small> <small>かんてん</small> <small>ほんにんまか</small> 現状。合理的配慮の観点から本人任せ </p> <p> <small>がっこう</small> <small>しょくば</small> <small>しゅたい</small> にするのでなく、学校や職場が主体と </p>	

<p>こうもく 項目</p>	<p>ばんごう 番号</p>	<p>よ 寄せられた意見の いけん 要旨 ようし</p>	<p>じょうほう 情報 とう コミュニケーション かん 等に関する じょうれい 条例 けんとう 検討プロジェクト かんが チームの かた 考え方</p>
		<p>な^いつて^し意思^{そつう}疎通^{ほしょう}を保障^{たいせい}する体制^{とどの}を整^{もと}えることが求められる。</p> <p>そのためにも、手話^{しゅわ}言語^{げんご}条^{じょう}例^{れい}を策^{さく}定^{てい}し、聴^{ちよう}覚^{かく}障^{しょう}害^{がい}への配^{はい}慮^{りょ}と意^い思^し疎^そ通^{つう}の保障^{ほしょう}を社^{しゃ}会^{かい}全^{ぜん}体^{たい}で進^{すす}めていく必要^{ひつよう}がある。</p> <p>ひとくち^{ひと}に^{ちよう}聴^{かく}覚^{しょう}障^{がい}といつても、聞^きこえの程^{ていど}度^{じょう}や状^{じょう}況^{きやう}は人^{ひと}それぞれであり、若^{じゃく}年^{ねん}性^{せい}難^{なん}聴^{ちよう}、加^か齢^{れい}性^{せい}難^{なん}聴^{ちよう}、中^{ちゆう}途^と失^{しつ}聴^{ちよう}の方^{かた}、言^{げん}語^ご障^{しょう}害^{がい}のある方^{かた}、人^{じん}工^{こう}内^{ない}耳^じを装^{そう}用^{よう}している方^{かた}など、多^た様^{よう}な人^{ひと}々^{びと}がいる。</p> <p>それぞれの人が、自^じ分^{ぶん}の意^い見^{けん}を発^{はつ}信^{しん}し、他^た者^{しゃ}と意^い思^し疎^そ通^{つう}を凶^{はか}りたいと願^{ねが}っている。そのためには、手^{しゅ}話^わだけでなく</p>	

<p>こうもく 項目</p>	<p>ばんごう 番号</p>	<p>よ 寄せられた意見の いけん ようし 要旨</p>	<p>じょうほう 情報 とう かん じょうれい 等に関する けんとう 検討プロジェクトチームの かんが かた 考え方</p>
		<p>ようやくひっき 要約筆記や ゆびてんじ 指点字など、 たよう じょうほう 多様な情報 ほしょう しゅだん ひつよう 保障の手段が必要である。</p> <p>う と がわ あいて かんが おも 受け取る側もまた、相手の考えや思 ただ りかい ねが いを正しく理解したいと願っている。</p> <p>じょうほう はっしん がわ う と がわ 情報を発信する側と受け取る側が、お たが りかい あ ほうせつ しゃかい きず 互いに理解し合える包摂な社会を築く しゅわげんごじょうれい せいてい ためにも、手話言語条例の制定は じゅうよう 重要であると考えます。</p>	